

第四十三回国会 衆議院 法務委員會議録

第二十九号

(六五八)

昭和三十三年七月四日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事上村千一郎君 理事唐澤 俊樹君

理事小島 徹三君 理事林 博君

理事坂本 泰良君 理事田中織之進君

理事坪野 米男君

一萬田尙登君 稲葉 修君

小金 義照君 河本 敏夫君

早川 崇君 松本 一郎君

井伊 誠一君 猪俣 浩三君

山田 長司君 田中幾三郎君

志賀 義雄君

出席政府委員

警視總監

(警察庁刑事局長) 宮地 直邦君

法務政務次官 野本 品吉君

(民事局長) 平賀 健太君

(刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

検事(刑事局刑事課) 羽山 忠弘君

判事(最高裁判所事務総局総務局第一課長) 長井 澄君

専門員 櫻井 芳二君

七月四日

委員赤松勇君及び片山哲君辭任につき、その補欠として山田長司君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辭任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十八日

宇都宮地方法務局福居出張所存置に関する請願(武藤山治君紹介)(第四八九二号)

同(森下國雄君紹介)(第四九七七号) 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(山田利秋君紹介)(第五一七七号) 七月一日 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

同(谷口善太郎君紹介)(第六三八六号) は本委員会に付託された。

七月二日

裁判官、裁判所職員増員並びに裁判所庁舎の新築に関する陳情書(西条市長村上徳太郎外百五十八名)(第八一〇号)

同(保護司の処遇改善に関する陳情書(東北市長会長仙台市長島野武)(第一〇六三号) は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件 商業登記法案(内閣提出第一四六号)(參議院送付)

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出第一六三三号)(參議院送付)

法務行政に関する件 請願 一 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願(塚原俊郎君外六名紹介)(第三六六号)

二 新潟県村上市裁判所庁舎新築に関する請願(稻葉修君紹介)(第九六二号)

三 岐阜地方、家庭裁判所多治見支部の甲号昇格に関する請願(金子一平君紹介)(第五六六号)

四 皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律の制定に関する請願外十四件(田中伊三次君紹介)(第九八一四号)

同(志賀義雄君紹介)(第六三八五号)

五 鹿児島地方、家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願(池田清志君紹介)(第一二七〇号)

六 裁判制度の改善及び裁判力強化に関する請願(加藤録五郎君紹介)(第一四一六号)

七 同(内海安吉君紹介)(第一七四〇号)

八 宇都宮地方法務局坂西出張所存置に関する請願(小平久雄君紹介)(第一七四一号)

九 裁判制度の改善及び裁判力強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一五二五号)

一〇 皇室の尊嚴をお守りするための法律の制定に関する請願(高田富與君紹介)(第二六八六号)

一一 長野地方法務局牟礼出張所存置に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第二七一五号)

一二 同(小坂善太郎君紹介)(第二九四六号)

一三 水戸地方法務局出島出張所存置に関する請願(山口好一君紹介)(第三四七七号)

一四 天照大御神及び皇室の尊嚴を守護する法律の制定に関する請願(上林山榮吉君外一名紹介)(第三六七七号)

一五 水戸地方法務局出島出張所存置に関する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第四〇一七号)

一七 福岡法務局小倉支局西谷出張所存置に関する請願(藤内修治君紹介)(第四〇七一号)

一八 同(田原春次君紹介)(第四一三〇号)

一九 鳥取県日南町大宮、石見地区を鳥取地方法務局矢戸出張所の管轄区域に統合等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四〇八八号)

二〇 水戸地方法務局石塚出張所復活に関する請願外二件(中山榮一君外三名紹介)(第四二二四号)

二一 水戸法務局管内出張所の統合整理計画撤回に関する請願外十件(中山榮一君外六名紹介)(第四二二五号)

二二 同外一件(橋本登美三郎君外一名紹介)(第四二二六号)

二三 松山地方、家庭裁判所西条支部庁舎の新築等に関する請願(八木徹雄君紹介)(第四三六二号)

二四 同(井原岸高君紹介)(第四三八〇号)

二五 裁判官、裁判所職員増員並びに裁判所庁舎の改築に関する請願(安平鹿一君紹介)(第四四一七号)

二六 鳥取県日南町大宮、石見地区を鳥取地方法務局矢戸出張所の管轄区域に統合等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四六五六号)

二七 宇都宮地方法務局福居出張所存置に関する請願(武藤山治君紹介)(第四八九二号)

二八 同(森下國雄君紹介)(第四九七七号)

二九 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(横山利秋君紹介)(第五一七七号)

三〇 同(佐藤觀次郎君紹介)(第五三五五号)

三一 不正選挙、汚職の真相究明と責任追究に関する請願(田口誠治君紹介)(第五七九五号)

三二 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(川上實一君紹介)(第六一七〇号)

三三 同(志賀義雄君紹介)(第六一七一〇号)

三四 同(志賀義雄君紹介)(第六三八三〇号)

三五 不正選挙、汚職の真相究明と責任追究に関する請願(黒田壽男君紹介)(第六二一三〇号)

三六 同(島上善五郎君紹介)(第六二二四〇号)

三七 同(野口忠夫君紹介)(第六二一五〇号)

三八 同(川上實一君紹介)(第六三八四〇号)

三九 同(志賀義雄君紹介)(第六三八五〇号)

四〇 同(谷口善太郎君紹介)(第六三八六〇号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

商業登記法案及び商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。上村千一郎君。

○上村委員 商業登記法並びにこれが関連法案につきましても簡単に要点のみお尋ねをいたしたいと思います。

近年の日本の経済の急角度の発展に伴いまして、企業数は飛躍的に増加をいたしております。なお、取引範囲とかあるいは取引高、こういうものが非常に拡大増加をいたしております。それに比例いたしまして、取引の種類は非常に複雑化をいたしてまいり、それに伴って迅速ということも要請をされ、これが公示制度であるところの登記というものの実態にございましたところの整備、改正というところがよく要望されておるといふことは事実でございます。これに関連しまして政府が今回の改正案を出しになられたというところにつきましては、きわめて時宜に適したものだ、こう思うわけでございます。

最近における商業登記の事件数を、法務省提出の統計資料で拝見すると、昭和三十六年度と昭和三十一年度の比較で見ますと、商業登記申請件数は四・七倍に増加をいたしております。また謄本、抄本及び各種証明の申請でも二十一倍の増加の傾向を持っております。わけでございます。そういう際におきまして、この事務の増加に対応した登記所の事務処理の合理化とか、あるいは職員の補充、施設の充実等に関連をいたしまして、当局としてどういふ対策を持っておるか、簡明にお答えを承りたいと思っております。

○平賀政府委員 登記所の事務量は、ただいま仰せのとおり非常な増加をいたしております。法務省におきましてその対策をいたしまして、これまで重点を注いでまいりました若干の点について申し上げますと、第一は登記所の職員の増員でございます。これにつきましてはなかなか実現が困難でありましたが、ここ数年若手若年の増員が認められてまいっております。現に昭和三十一年度におきましては二百名の増員が認められる予定になっております。

それから法務省としましては、ただ単に増員だけにとらざるわけにまいらないうわけでございまして、ただいま仰せのとおり合理化の措置もとってまいりました。制度の改正といたしましては、数年前に登記簿のバーンダー化ということを行ないまして、現在では不動産登記簿と土地台帳、家屋台帳の一元化ということも十年計画で行なっております。これは合理化のための制度の大きな改革でございます。

それからなお、具体的な事務処理を効率化いたしますために、新しい事務機械を採用いたしまして、たとえば新式の複写機を採用する、あるいはスクーターを購入するとか、その他新しい事務用機械を入れますと、事務の合理化をはかっております。今後ともこれらの措置を強力に推し進めまして、事務処理が滞滞することがないように努力したいと考えております。

○上村委員 御方針はけっこうでございますが、この事務量の増大というのは飛躍的でございます。これが対策につきましても迅速に適切にひとつ御配慮をいたされることを希望いたしておきます。

次に、今回の改正点の中で重要な論点になっておりますのは、商号の登記の関連だと思っております。実際ここで問題になってまいりますのは、具体的にたゞは株式会社等の登記がされておる、そうしてその登記がされておる株式会社、企業が現実に行なっておるという会社でございます。この商号を登記された場合、あるいは使用しておる場合に、これが法的保護を加えるというところはけっこうだと思っております。いまは、相当数、登記されておる会社であつて、現実には企業を遂行してないいわゆる休眠会社があるであろうと思っております。そういう場合には、二年間使用しない場合におきましては、その商号を廃止したものとみなすというふうな、いわば救済規定はございしますけれども、これだけでは十分でないという場合もございします。それで現在いわゆる休眠会社と思われ

るものはどのくらいあるであろうか、要するに登記されておつて、現実には営業をやつていないというふうなものについてはどのくらいと御推定をされておるのであるかということについてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 いまお尋ねの点につきましては、お手元にございします商業登記法制定に関する資料の二八五ページに、登記されておる資料の会社数の総数が、昨年の八月三十一日現在で調査したものが出ております。総数が百七十五万五千、非常に大きな数であります。一番数の多い株式会社を例にとりますと、五十六万八千という数字が出ておるのでございますが、ただいま仰せの、登記はされておるけれども、

実際は営業活動をしていないという会社がかなりあるわけでございます。ある登記所におきましては、株式会社につきましても調査をいたしましたところ、登記されておる会社の三分の一が先ほどお話しした休眠会社であるというふうな実情でございます。それから国税庁のほうで調べました株式会社数は三十一万というところになっております。でありますから、若干調査の時点がずれておきますけれども、約二十万前後の会社というものが営業活動をしていない。したがって法人税の対象になっていないというふうな実情でございます。

○上村委員 ただいまの御説明でもわかりますように、非常に多くの数に上るいわゆる休眠会社がある。これが登記されておる場合には、その登記された商号というものは、いわゆる商号の専用権をいたしまして法的保護をこうなつておる。逆に言いますれば、それによつて第三者が不当に権利を侵害されるといふような場合も考えられるわけでありまして、これが措置というところは十分に考えなければならぬ。それで商法第三十条に商号廃止の規定がございします。また同三十一条に商号登記の抹消請求の規定がございします。これはいわゆる休眠会社のような場合におきましては、商号使用に関する不合理性をいわば除去していくというふうな趣旨のものでございまして、この二条が適用された件数というものは一体どのくらいあるのかということをお尋ねしたい。

○平賀政府委員 ただいま会社の商号の点につきまして、商法第三十条の商号廃止の規定、それから三十一条の商

号抹消請求の規定の適用件数がどのくらいあるかというお尋ねでございまして、実はこの三十条と三十一條の適用をされた件数がどのくらいあるかというこの細目の統計はとっておりません関係で、実は統計資料の持ち合わせがないのでございまして。ただ三十條の關係は、商号登記をした者がその商号を廃止した場合のこととございまして、これは若干例があると思ひます。この三十一條の關係は、利害關係人が商号の抹消の請求をする關係でございまして、この例はかりにありまして、もきわめて少ないのではなからうかというふうに私も想像いたしております。

○上村委員 そついたしましたすと、これが対策というものにつきましては、いはば慎重な処置が必要であらう、こう思ふわけでありまして。

次に、商法十九條商号登記の効力の規定でございまして、それと本法案の第二十七條の類似商号登記の禁止規定、ともに同趣旨の規定であらうと思ひますが、類似の判定というものは登記所によつて異なる場合があるうかと思ひますが、民事局といたしましてはどうかというふうな指導をいたしておるのか、お尋ねいたしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 商法の十九條と本法案の二十七條は、なるほど文理上から申しますと多少違ふようではございまして、趣旨は同じでございまして。この点につきましては、できるだけ登記所の取り扱いというものを統一する必要があると思ひますので、明らかに類似であるというところが明瞭なものにつきましては、これは登記所限りで処置する例が

多いと思ひますけれども、少しでも疑問がございしますれば、本省のほうに伺いを立てさせまして、こちらにおきまして従来の先例に基づきまして、これは類似商号である、これはそうでないというところで登記所に指示をいたしておきます。それによりまして統一をはかつておる次第でございまして。

○上村委員 今度の法案につきまして注目すべき点としましては、商号の仮登記の規定を設けておるといふこととございまして、これは三十五條の三項において予定期間を三年としておりますが、この三年といたしましては、この根拠につきましてお尋ねいたしてきたいと思ひます。

○平賀政府委員 会社が本店を移転します場合には、もちろん定款の変更が必要であるわけでありまして、定款の変更というものは最後の手続なのでございまして、その前に本店の事務所を移転すべき土地を物色し、その土地を入手しというよりいろいろな実際上の手続があるわけとございまして、そのためには相當な期間を要するといふこととございまして。そういう關係で三年も準備期間というものを置いておけば十分ではなからうかといふことで、この三年という期間を設けた次第でございまして。

○上村委員 と申しますのは、これはあまり長くしすぎると、あるいは不当に第三者の權利を拘束するといふような結果にも相なる事例があるだらうと思ひます。その意味においてお尋ねいたしたわけとございまして。

なお、三十五條の四項に仮登記の供託金の規定がございまして。これは政令で定めることになっておりますが、どの

くらいの額を予定いたしておるのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 この予定期間につきましては、ただいま御意見のとおり、これはあまりに長くなりまして、第三者を害する危険が多いわけとございまして。しかし他方、實際に本店を移転するまでの手続というものは、ただいま申し上げましたような多大の期間が要りますので、一応三年といたしまして、ただ、この三年という予定期間は、かなり長うございまして、乱用のおそれがないとは言へません。その關係で供託をすることが必要だといふことにしたのでございまして、ただいまの予定といたしましては、最高十萬圓ぐらゐを予定いたしてあります。具體的に申し上げますと、たとえば予定期間を一年として定めて登記をすれば五萬圓、これが二年であれば八萬圓、最初から三年という予定期間をフルに使つて申請してくるのであれば十萬圓、そういうふうなことにしたらどうであらうかといふことで政令の案を検討中でございまして。

○上村委員 そつすると、金額の算定基準というものはこの予定期間の長短によるということであるのかどうか。なお、会社の資本金あるいは規模、そういうようなものも加味されるのかどうですか、この点をお尋ねしておきます。

○平賀政府委員 これは予定期間の長短に比例したらいかがかと考えております。商号の登記をいたしますと、商号専用權の生じます点は会社の資本の規模なんかの点には關係がございせんので、資本の大小というようなことは考えておりません。

○上村委員 次に、登記官の審査についてお尋ねをしておきたいと思ひます。登記官の審査權は旧法に規定をいたしまして、今回の法案において内容上、どんな差異が生じておるかお尋ねします。

○平賀政府委員 登記官の審査權につきましては、旧法も新法も實質におきましては異なつたことはございせん。登記官につきましては、實質審査權がない、あるいは形式審査權を有するのみであるといふふうにいわれておりますが、その点につきましては、新法、旧法、全然相違がございせん。

○上村委員 登記官の審査權につきましては學說上非常にいろいろな意見の分かれておる点でございまして、形式的審査權が登記官にはある、その場合におきまして、その書面、申請書を見ても、直ちに内容が虚偽であるといふことが一目より然であるような場合におきまして、あるいは虚偽であるであらうといふことが容易に推察できるであらうといふような場合におきまして、なおかつ審査をする權能は登記官にないといふふうにお尋ねされておるのかどうか、この点をお尋ねします。

○平賀政府委員 審査權につきましてはただいま仰せのとおりでございまして。申請書並びにその添付書類によりまして、申請の内容が真実であるかどうかを判断するだけとございまして。その内容につきまして、これは疑問がありまして、あるいは証調べなどしまして、あるいは書類を提出させるなどしまして審査することができないといふたてまえでございまして。そのたてまえは登記申請の却下理由に具體的にあら

われてくるわけとございまして。この法案では第二十四條でございまして。旧法でございましてと非訟事件手続法の百五十一條でございまして。規定が、新法は内容が非常に詳しくなつておりますけれども、實質は全く同じこととございまして。

○上村委員 第二十四條第十号の實體上の却下事由の有無について、登記官にいかなる範圍の審査權があるか。ただいまの御説明によりますと、結局その形式が具備してさえおれば、たとえその内容が虚偽であらうと容易に推察される場合でも審査權がない、こゝういふように承つておいてよいのか、あらためてお尋ねしておきたい。

○平賀政府委員 ただいま仰せのとおりでございまして。この登記すべき点について、「登記すべき事項につき無効又は取消しの原因がある」といふようなことも、もつぱら申請書、その添付書類、それから登記簿を総合して判断してきめるだけとございまして。具體的にはたしてあるかどうかといふことは審査しないといふたてまえでございまして。

○上村委員 この点はいろいろ問題が學者間には特にあるわけでありまして。もう一度念を押しておきますが、法務省のほうの御見解としましては、嚴格なる形式主義をとる、こゝういふふうになつておいてよいのでありますか、あらためてお尋ねをしておきます。

○平賀政府委員 仰せのとおりでございまして。たとえば例を申し上げますと、先ほど商号の仮登記のことが出ましたので、たとえば会社が本店を移転するといふ場合には定款の変更が必要でございまして。定款を変更するには株

法が非訟事件手続法から分離して独立な法になった場合には、むしろこの面から、登記をせんとする者の利益を考へて、登記所の増設という方向に進んでいただかなければならぬのではない。

そこで、これは私も要望で申し上げておきますけれども、地方で行なつておる統廃合の問題について、私はやはり若干の問題があるのではないかと思ふのでございます。これは私の直接の選挙区に關連する問題でありますけれども、たとえば和歌山県海草郡の、局長あるいは御存じないかもしれませんが、和歌山法務局の野上出張所と神野出張所の統廃合の問題が先年來懸案になつておるわけですね。ことに地理的な關係から見ますと奥地になりまして、美里町の神野市場の登記所は、登記所の建物そのものが非常に古いものであります。損壊をいたしまして、登記簿等の、登記所として保管しなければならぬ書類等も、万一台風の場合には雨でぬれるというような心配もありますので、これは地区の人たちも統廃合の問題については当局の方針を了解しておるわけですね。ところが、統合した登記所の位置の問題に關連をいたしまして、現地の和歌山法務局としてもなかなかこれを決しかねるような事情にあります。私も直接、特に登記所の關係の司法書士の諸君その他の要請もありまして、いまおられるかどうかかわかりませんが、次長の枇杷田さんにもお目にかかつて要請をいたしました。私も若干山林などの關係で、自分の出身地でありますので、關係の登記所には、たまにしかおじゃましないのでありますけれども、する

ような關係がありまするが、要請をしてゐる問題についてまだに決しかねてゐるような問題があるわけでありまして、私はこれらの問題については、一面本省へ關係の町村から直接陳情があるというふうなことで、和歌山法務局で現地の事情に基づいて決断を下そうとしても、なかなかそれができばきと處理できない。こういふような事情にあることは、これはぜひひとつ、關係の人たちも、もちろん多少の不便はありましてよろけれども、登記所の建物そのものが老朽化してゐるというふうな關係から見ても、この際統合はやむを得ないといふことまで踏み切つておるといふことになりまして、やはりこれらの問題については現地の法務局におまかせをして、早急に処置されることが必要ではないかと思ふのであります。この点についての局長の御見解を承つておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 登記所の統廃合につきましては、登記事務全般の合理化の一環として法務省といたしまして数年来やつておる点でございますが、これにはいろいろ現地の事情もございます。それからただいま仰せのように、登記所の現在の庁舎が非常に古くなつて雨漏りまでもするといふようなところもございます。そういういろいろな事情がございますので、個々の登記所につきまして、交通事情、管轄地域の範圍、地元住民の方々の利害、その他諸般の事情を十分考慮いたしまして、地元と十分お話し合ひをいたしまして、慎重にきめたい。もし、ただいま仰せのようないふところでございますと、早急に統合することのほうで地元のためにいいといふふうに判断されるという

ようなところでございますならば、これは私どものほうもよく実情を調査いたしまして、早急にそういう措置をとるよう指示いたしたいと思ひます。いずれにいたしましても、現地の事情に應じた適切な処置をとりたいといふふうに考えておるわけでありまして、

○田中(總)委員 これは最後であります。それらの問題に關連して、統合して新しい出張所を建設するといふような關係の予算的な処置の問題について非常に不十分ではないかと私は思ふのです。關係の町村といたしましては、住民の利益に合致する問題でありますから、たとえば敷地の提供であるとか、建設費の地元負担であるとかいふような点については、これは協力は惜しまないと思ひますけれども、どうも私の聞いておるところでは、むしろそういうものに重点を置いた形で、法務省の直接の法務局出張所建設の予算はとにかくきつめて貧弱だ、こういうことになりまして、勢い敷地提供であるとか、建設費の負担であるとかいふような地元負担との關係で、当局としてはきめかねるというふうな事情もあるやに私は伺つてゐます。したがって、最近では、地方官庁あるいは出先官庁とも、そういう意味では相当りつぱなものがつてまゐりますけれども、特に交通のあまりよくない僻地に住宅登記官、法務省職員的生活といふような問題も考えまして、法務省のそういうものの政策を進めるとか、あるいは統合した出張所の建設だとかいふようなことについては、法務当局としては遠慮なく大蔵省に向かつて予算要求すべきだ。あまりにも地元の負担

にたより過ぎる結果は、その問題で、早くきめなければならぬ問題も時間がかかるというふうな弊害が出ておるように見受けられるので、この点は、特に予算的な措置の点についても積極的に努力されるように要望いたしたいのですが、この点については、特に民事局長というよりも政務次官も出席されておりますので、管轄關係のことといふことになりまして、法務省關係のものは相当老朽化しまして、他の官庁に比べてましておくれおるのではないかと、こゝろいふことではいけないのではないかと私は思ふのであります。この点についての政務次官の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○野本政府委員 法務省の出先機關の問題につきましては、当然国が負担すべきものを地方の好意あるいは同情に甘えておる点については全く仰せのとおりだと思ひます。今後これらの問題につきましては、できるだけ筋を通しまして国の負担でそれらのことを處理していく方向に向かつて進むべきである、かように考えております。

商業登記法案及び商業登記法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よつて、両案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次におはかりいたします。すなわち、ただいま議決されました両法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○高橋委員長 これより諸願の審査に入ります。

今国会において本委員会に付託されました諸願は四十件であります。諸願目録第一より第四十までを一括して議題といたします。

まず、審査の方法についておはかりいたします。各諸願の内容については文書表で御承知のことでもありますが、また、先ほどの理事会で検討願つたところでもありますので、この際各諸願について紹介議員より説明聴取等は省略し、直ちに採決に入りたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

これより採決いたします。諸願目録中、日程第一ないし第三、第五ないし第九、第十一ないし第十三、第十五及び第十七ないし二十八の各諸願は、採

扱の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、請願日程中、ただいま議決いたしました請願以外の各請願につきましては、理事会の決定によりその採否を保留することにしたので、さように御了承願います。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○高橋委員長 なお、本委員会に参考送付されております陳情書は、印鑑法の制定に関する陳情書外八件で、お手元に配付してありますとおりであります。この際御報告いたしておきます。

○高橋委員長 次に、法務行政に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。坂本泰良君。

○坂本委員 本日は法務行政につきまして大きく三つの事件についてお話ししたいと思います。警視庁が見えておられませんが、その前に、先般近江絹糸紡績株式会社の横領事件について竹内刑事局長にたまたまたけでありましたが、昨日社会党の綱紀肅正特別委員会の委員長である山田長司代議士と大阪にまいったわけでありまして、ちやうど検事正が不在でありまして、この

点は法務省にお願ひしておいたのであります。おられなくてまことに遺憾でした。そこで次席検事、特捜部長、係検事に面談をいたしまして、いろいろ聞きまして、一億二千万円の使途不明の金額の約半分の五千八百万円について政治献金をしておる、小さい金額は二、三千万から大きい金額は一千万円に達しておる、そういうふうのうわさを聞いておりますから、そういう点についてどういふ調査をしておられるか、そういう点を確かめてまいったわけでありまして、もちろん選挙違反等の捜査の關係でおくれているということとは了解できますけれども、いづれにしても、昨年の十月からの捜査に着手しておられる事件であります。いろいろ聞きまして、五千八百万円の政治献金の大体の内容については法務省のほうに報告してあるのじゃないか、こういうふうな推察されますが、その点いかがでございますか。

○羽山説明員 お尋ねの政治献金の内訳でございますが、本人が大部分につきまして黙秘しているということでございます。目下捜査中という段階でございます。

○坂本委員 本人は黙秘権を行使しておるというお話ですが、これについては先般の報告にもありますように、近江絹糸紡績株式会社は同社の關係会社、これが三社か四社あるのですが、これより關係証拠物を領置して、それに基づいて捜査が進められておると思ふのであります。黙秘権を行使しておるからわからぬというだけではわれわれ納得できぬわけですが、その点いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 この前もちょっとお答え申し上げたかと思うのでございますが、ただいま捜査中でございます。私の方への報告では、政治献金に支出されておるかどうかということについて、その一部分はわかつておる分もある、しかしながら全貌としてはまだはっきりと報告するだけの段階になつていないというふうに私どもは承知しております。先般大阪のほうの状況はどういうことでございましてか、まだ報告は受けておりませんが、私どもの承知しております限りでは、全貌はまだ検察庁自身もつかんでないに承知いたしております。

○坂本委員 いや、先般の報告にもありますように、多数の關係証拠物を領置してあるし、もちろん係検事の部屋には一ぱいありました。そういうふうな証拠物の領置して、そして使途不明金約一億二千万円のことがある。したがって、一億二千万円について使途の解明を中心として捜査中である、こういうことでございませう。それで全貌がわからないということではなくて、全貌はわかつていて、そしてこの使途不明の一億二千万円の解明についての捜査が進められておる、こういうふうな了承しておりますが、その点いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりでございます。全貌がわからないと申しておられますのは、解明を要するところとございまして、その中に政治献金と称するものも部分的にあるようでございしますが、この点の全貌がわからぬ、

こういう趣旨で先ほど申し上げたわけでありませう。

○坂本委員 しかしながら、一億二千万円の半数五千八百万円は、被告犯人、被疑者が、政治献金しておるのだ、四、五十名の政治家を知つておるから、それに献金をしておるから、この問題はもう終わったのだ、こういうことを公式の席上で放言しておる、こういうことを聞いておるわけですか。

○坂本委員 政治献金の全貌についても、大体のところはわかつておるのじゃないか、こういうふうな思ひわけですが、いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 關係者が公の席でそういうふうな申しておるということとございしますが、検察庁としての調べの結果としましては、まだ私ども報告を受けておりませんのでわからないのでございませう。ただ關係者が申しておるというだけでは、私どもとしては責任を持つてこの議場でお答え申し上げるわけにはいかないわけでございます。

○高橋委員長 捜査中の事件だし、政治献金したというふうなことになる、やはり国会議員に具体的に關係なんがあるとは問題だから、一応この問題は理事会で相談して、どの程度取り上げるかということをお話ししましょう。

○坂本委員 これは任意捜査なんです。強制捜査じゃないわけですか。

○高橋委員長 任意捜査でも、捜査中だから……。

○坂本委員 そこにも問題があるわけですか。

○高橋委員長 法務行政という話だから、そういう大きいものをここに出す

とは思わなかつたので、いつものようにたいした問題じゃないと思つて……五十何人も關係するということになるとは問題だ、委員長に大責任があるから。

○坂本委員 それではどういふふうにしほります。一億二千万の使途不明の金について五千八百万円の政治献金をしておる、こういうふうな言われておりますが、政治献金があるかないか、できたか、その金額までほしいのです、その点をお聞きします。

○竹内(壽)政府委員 任意捜査とおっしゃいますが、身柄はもちろん逮捕しておらないのでございませうけれども、書類の押収はすべて許可令状をもつて押収しておるわけでございます。書類を見ただけで政治献金であるかどうかというふうなことは当然にはわからないわけ、關係者の供述と相まつて明らかになる事柄だと思ふのでございませう。それによりまして、帳簿上必ずしも明確でないものが、先刻申されましたような一億数千万の金があるわけ、その中で政治献金をしてい

ますというふうな供述もあるわけでございませうけれども、それがどの帳簿のこの金の中で、これがそれだとか、それが幾らであるとかいうふうなことは、關係者はまだ十分申しておらないのでございませう、はつきりしておらない、これは眞実はつきりしておらないのであります。

○坂本委員 そうしましたら、領置しておる書類の中に、政治献金であればもちろん領収書もあると思ふのですが、そういう領収書もあるかどうか、その点いかがですか。

○竹内(壽)政府委員 そのあるかどうかという事は私は存じませんが、しかし、かりにありましたら、いま捜査中でございますので、先生もよく御承知のように、やはり捜査をさしていただいて、その上で御質問を願うというほうが適当だと思ひます。

○坂本委員 それでは最後に一点だけ。近江絹糸の持株会社、これは公正企業株式会社と申すのか、そのほかに東洋商事とか三陽産業その他数社がありますが、この会社の中に、東京を本拠として、不動産もたくさん持つておるし、その他旅館とか、そういうのを經營して、それが数億の金に達しておる、こういうことも聞いておるのです。やはり東京のほうについて、会社は向こうでありますけれども、実際の主体は東京にあるようにも考えられますが、その会社の家宅捜査をして、証拠物の領置その他をやらなければ、任意捜査でだらだらやっていたのでは逃げ去ってしまうのではないかと、わからなくなつてしまふのではないかと、こう考えられるのです。したがつて、もっと強制捜査に乗り出して、東京における関係会社等についても捜査を急速に開始して、少なくとも一億二千万の使途不明の金であるし、その半部分が政治献金されておる、こういうような重大な事件だから、急速に強制捜査に乗り出して、そうしてやる、こういうようなことはいかがですか。

○竹内(壽)政府委員 大阪地検におきましては、どういふ時期を選んで強制捜査に乗り出すか、またどういふ範圍の捜査をすることによつて真相が明らかになるかという事等は、もちろん十分検討して捜査を進めていふことと

思ひますので、私は大阪地検の捜査に信頼しておるわけでございますけれども、いま仰せのような諸事情等は、逐一大阪地検のほうに参考を資していただくように連絡をいたしまして、捜査に遺憾ないようになつていただくようにいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 関連。捜査中であるという事で、われわれの質問もそれがある程度了としておりますが、これは相當われわれはわかつておるわけなんです。ただ当局者が発表せざる以前に、ここで個別的なことを申し上げることを遠慮していただかないで、そこで捜査中でありまして、私どもこれ以上答弁を迫りますのは無理だと思ひますから、きょうは法務大臣が見えておらぬ、私はこういふ重大なことは法務大臣が御存じのうちに、非常に綱紀が紊亂しています。国鉄の新幹線問題でも、総責任者みたいなのが調べられるというやうな事、あらゆる層に綱紀の紊亂がある。これは何とかしなければいけません。これは何ともしなければいけません。今日において法務省以外に綱紀の肅正を断行できる権力的な機関がないわけなんです。ところが、どうも世間、相當の政治家が介入するやうなやむやみになる。武州鉄道事件に關して「特捜團外」といふ小説で書かれても、非常に事実に基づいた推理小説なんです、これを讀んでみても、元凶は全部のがれて、そこまで手が届かぬうちにうやむやになつてしまつて、そしてほんのわずかなものだけが粗上上つておるという状態、これは検察庁でもお読みになつたでしょうが、作者は検事をやつておつた人ですが、「特捜團外」とい

う本です。これも変名でありますけれども、ここに使われている名前がだれであるかはわかるぐらいの詳細な記述です。検事をやつていた人なんです。事が政治献金とか政治家に及びますと、検察庁のほうに鈍る傾向がいままである。そこで皆さんはいろいろの御苦勞があらましようけれども、今日の金権政治を打破いたしますためには、何としてもこういふ具体的事案について徹底的に国民の前に事を明らかにして、そうして処罰すべきものは断固として処罰するといふことをやつていただかなければ日本はつぶれてしまふと思ひます。金があるやつならば何をやつても結局はうやむやになつてしまふ。それですから政治家がみな無理な金を集める。近江絹糸の問題は、内部から事が出て、そうして具体的に明確になつてゐる事件であります。これをまだ捜査、捜査でもつて、慎重におやりにするのとはもつともあります。私の要望するところは、検察庁が魂を据えて徹底的にやる、政治家であるならばなおさら世間の指導者としての立場があります。遠慮会釈もないうちののです。断固としてやつていただきたい。相當私も調査が進んでいますが、しかし、これは皆さんの捜査の妨害になつてはいけませんから遠慮しております。そこできょうは、こういふとにかく近來目立つて出てくる不正事件、瀆職事件、綱紀紊亂の事件、これに對して確固たる決意を法務省は持つていただきたいと私は思ふのであります。政務次官はお見えになつておりますが、政務次官の決意をひとつ聞きた

い。あなたも政党内でありますけれども、政党内であればあるほど、みずから陣頭に立つて検察庁を奮勵して事の黑白を明らかにしていただきたい。非常な疑惑があるわけなんです。これはごまかすことはできません。私も検察庁の活動を十分監視いたしますが、政党出身の大臣、次官、心を一つにして検察庁を奮勵して、この悪弊を一掃していただきたい。あなたの決意を承りました。

○野本政府委員 ただいまの猪俣先生のお話につきましては、本日欠席いたしました大臣補佐の責任にありますが私といたしましては、はつきりと大臣にお伝えいたしました、十分の御考慮をわすらわすようにいたしたいと思ひます。また、私個人の見解を申し上げます。やはり政治の浄化といふことは健全な政党的育成以外にないと思ひます。政党的健全な育成のためにどういふことが必要であるかといふことについて考えますと、いろいろ御指摘のやうな点もわれわれは当然考えなければならぬと思ひます。私は政治のほしくれにおる者の一人といたしまして、綱紀の肅正の問題、政党的健全な発達、成長による日本の政治を正しい方向に持つていくための努力をする点におきましては、人後に落ちないつもりであります。

○猪俣委員 きょうは大臣として検事総長に特に話をし、大阪の地検に對して徹底的な捜査をすべきことを指揮していただきたいと思ふのです。これは検事総長を通じてなら指揮はできるわけなんです。世上とかく綱紀の紊亂といふものはきわまる状態で、あらゆるところにほころぎが出て、それが全部影

響いたしまして非行少年になり、それが全部国民生活を破壊するものになるわけなんです。私はもとより政治家にあると思ふ。そうして金を集めたやつが師団長などという格好をして、部下にたくさん金をくれて、自分の政治的権力を握ろうとする。そういう金権政治、これは社会党もどうか知りませんが、自民党は顕著なるものがある。こういうことを改めなければ、国づくりだの人づくりだと言つたつて、とてもだめです。そんなことをそのままにしておいて、そうして人づくりだ国づくりだと言ふけれども、それは責任を他に転嫁するものなんです。政治家みずからがえりを正しうして初めて人づくりも国づくりもできると思ふ。それには私どもは検察庁を信頼する以外に道がない。それでもまだ検察庁、裁判所だけは日本においてはたよりになる。この検察庁がいかなる圧迫があつても徹底的な追及をしていただきたい。私どもも相當調査が進んでおるのですから、検察庁がいまいな態度をとりますならば、われわれのやいばは検察庁に向かわなければなりません。これはどうぞその覚悟をもつてやつていただきたい。大臣と相談して、特に大阪の地検を奮勵していただきたい。あなたの御決心を承りたい。

○野本政府委員 先ほど申しましたように、御叱正のほどは十分わかりましたので、大臣にもその旨を特に申し上げるやうにいたしたいと思ひます。なお、政治家が姿勢を正すといふ問題に關連して、ただいま猪俣先生が青年の非行等も政治家の責任に歸するところが大きいといふやうなことを言われましたが、一般的によく言われます

七

ように、青少年の非行は社会病理の検温器であるといふことは私の胸に絶えずあるのであります。

○高橋委員長 山田君。

○山田(長)委員 おとこの晩、実は党のほうからの派遣で、坂本代議士と私は、国会が正常化していない段階ではあるけれども、事が重大であるので一応伺おうといふことで、竹内刑事局長に大阪の地検のほうへは前もって連絡をしておいていただいたはずだったのでありますが、不幸にして留守だった。私はこの留守だったといふことについて、はからずとも弁護士控え室ではかの人たちと待ち合わせている機会中に、報道陣の人に会う機会があったのですが、きょうは検事正は留守なんだ、それから朝日の記者にやはりその人も会ったよなんですが、朝日の記者もそれを言っておった。それでつけ加えて言われていることに私は意外に思ったのですが、この事件は国会が休みになつてからでなければ取り調べはしないことになつていふと、実にふかしきことを検事正の部屋に行く前に耳にしたのです。これはいふんといふでもないことになつていふと思つて、実は意外に思いながら検事正の部屋に伺つてみたところが、はからずもないのです。次席検事がかわつて出たのですけれども、このことを前もって聞いただけに、やはりデマじゃなくてほんとうに国会が終わらなければ大阪地検は捜査に乗り出さないのかという印象を持ったのです。それでその後、特捜部長も部屋へ見えましたし、それから担任の検事のところに伺つて行つて前後の事情を伺つたのですが、担任の検

事が言うのには、一億二千万の使金の問題について、一部すでに政治献金の問題については報告がしてある、こういうことを言われました。ですから、あなたの方のところへ一部だけは来ているものかと思つた。この点はどうかなんです。坂本さんにさつき答弁なさつたようでありましたけれども、重ねて私は伺つておきたいと思つた。

○竹内(壽)政府委員 坂本先生からお電話で、両先生が大阪地検においでになるといふことでございまして、おいでになる以上は御使命を果たされるように便宜をはかつていただくのが検察庁としても当然のこととございまして、私は直ちに、あとでちゃんと証拠が残りますように、その趣旨を明らかにするように、電話をかけずに電信でそのことを向こうへ伝えておきましたので、もちろんおいでになる前に、おいでになることは現地の検察庁では承知をいたしておるはずでございます。たまたま検事正が留守だったといふことで、まことに恐縮に存じます。次第でございまして。

第二の御質問の、一部報告がしてあるという、報告を承つております。承つておりますから、政治献金も一部あるよくだといふことを先ほど来お答え申し上げておりますが、まだそれは解明をしようとしておる金額の全部ではもちろんありませんし、はたしてそれがいかに政治献金といわれているものの全貌であるかどうかにつきましては、大阪の検事自身が疑つておるわけでもございまして、結局、私も報告を讀んでみましたが、それが全貌であるといふふうには思いませんし、また、いまその点につきまして捜査を進行さ

せておる段階でございまして、そのことを公に申し上げることは適当でないといふふうには考えまして、御遠慮をしてその程度にお答えをしておるわけでございます。決して他意はございません。

○山田(長)委員 法律のことはよくわからぬけれども、任意捜査がされていふといふけれども、一応一億二千万円という金額までは明確になつてきていると思つた。それは検察当局の人たちが言つていふことだから、それが使途不明であるといふことが出てくるわけだ。それがさつきの御答弁にもありましたように、黙して語らずといふ形になつていふが、このまま丹波のような者は帰されておる。どうもこの点が理解に苦しむ点です。私たちが調べた範囲において、労働ボスのために使われている金が二百二十万円ある。こういうことまで、金額的にまで、労働者を抑圧するために出ている金額まで明示されているのです。この金が五千八百万円の中に入るのか入らないのか、やはりこれがわれわれの調べた範囲において聞きたいところなんです。ですから、当局で黙して語らざる者をそのまま帰してしまつていふといふことが、どうも法律知識のないわれわれには理解できない点ですが、これは黙して語らなければ帰してしまふのですか。

○竹内(壽)政府委員 御承知のようない刑事訴訟法のもとにおきまして、身柄を逮捕すれば自白するといふ性質のものでもありませんし、いふて、どんな事件でもみな身柄を逮捕するのがよい捜査であるかどうかといふことにつきましても、事件、事件によつて

きめていかなければならぬ問題だと思つた。何も言わぬからさう帰すのだ、それが常識かと言われると、それは常識とは必ずしも言えないのであります。その事件についてはそれがいいのかもしれないが、私も抽象的に申します場合には、必ずしも常識とは申せないと思つた。ただ、私も報告を見ておきますと、報告してあるといふ現地のことはだつたといふことですが、その報告にはみな、まだ裏づけが完全でできていないのだといふことがつけ加えてあるわけでございます。それで、そういう意味から申しまして、私は、全貌は明確になつていない、こういうふうには判断してゐるわけでございます。

○山田(長)委員 逮捕をせすにおくといふことの事情について、いまの御答弁ではよく理解されない。それがだんだんデマとなつてあらわれてくると私は思ふのです。私は、検察当局が圧力をかけられてすぐそれが自由になるなんといふことはむしろ考えられません。しかし、圧力をかけに行つたものと見られる筋合いの人がいます。それは江口といふ前の警視總監です。この人がどういふ事情で検事正のところへ行き、特捜部長のところへ行つたかわかりませんが、このことに関連のあることだけは間違いないと思つた。なぜかといふと、われわれが江口さんといふ人が来たことについて質問をしますと、それはこれに関連のあることと話されたけれども、そういうことには応じませんといふ言ひを言つていふので、とにかくも消しのために行かれたものであるか、あるいはその他の事情がよくわかりませんけれども、

やはりその節はわれわれとしては考えられるわけだ。これはどういふ事情によつて逮捕せざるにあるものですか、その逮捕せざるにある理由といふものをひとつ明らかにしてもらいたいと思つた。

○竹内(壽)政府委員 元警視總監の方が検察庁へ来て圧力を加えるなんといふことはちよつと考えられませんか。江口さんといふ方は近江絹糸の何か役員をしておる方のように聞いておるのですが、関係者として地検に行つたかもしませんが、元の警視總監といふことが検事にそれほど威力があるものかどうか、私はあまり感じませんものではないが、私はあまり感じませんものではないが、私がでございまして、いかにございまして、いかに。私は、威力を感じずるなんといふことを検察庁で感じさせないように、私どもはできるだけ——私どもも勉強でございまして、こうやつてこちらで答弁を申し上げておるわけでございます。検察官をこういふところへ呼び出して、先生方から強くおしかりを受ければ何か威力を感じるかもしれないけれども、そういうことではなく、陳情に行かれたのをもつて、その人の身分がたまたま元警視總監だといふことで、威力を感じるといふふうにおとりになるのは、検察庁の事情をよく御理解をいただいていないからだろうと思つたが、そういうことは決してございまして、御心配なく見ていただきたいと思います。

○山田(長)委員 私ども理解できないわけじゃないのです。しかし、そのことによつて、やはり逮捕されずにおるのといふふうなデマが飛んでいるものと思ふのでありますけれども、これはどうして逮捕されずにいるものなのか、

そのことを聞かしてもらいたいのです。

○竹内(壽)政府委員 これは事件ごとによって違いますが、なぜこの事件で逮捕せぬかと言われましても、実は困るわけですが、武州鉄道の事件など、あるいは会社関係の事件と申しますのは書類の審査というのが非常に長い時間かかるのでございまして、身柄逮捕に踏み切ります以前に半年も八月月も書類の綿密な調査をしておるわけなんです、この事件は昨年の十月でございましてその告発にかかるとのことでございまして、事件の内容が大きいければ大きいほど書類審査に相当な時間をかけるのが普通でございまして。身柄を逮捕すれば御承知のように十日間、延長いたしまして二十日間、この間に勝負がつかなければならぬ。その勝負をつけるまでに十分な資料——十分な資料があればこそ事実も承認する、自白する、という問題もあるわけでして、ただ何にも証拠なしに自白するということはいまの捜査ではできぬこととございまして。でありますから、これは捜査に当たります者としましては非常に苦心を要するところとございまして、一般抽象的に申しますと、こういう会社関係の事件といえますのは、任意捜査の段階で十分資料をつかんでおくということが捜査の常道のように思うのでございまして。ただし、この捜査がそれがいいかどうかということは、もう少しあとから私も検討してみないと、これが適切であつたかどうかということとは判断できませんが、一般的に申しますと、そういうものであろうかと思ひます。

○山田(長)委員 どうも理解のできない点がいろいろとわれわれとしてあるわけなんです。そこでこの進展状態についても、実はどうなのかというふうにい

ろいろ聞いたのですけれども、なかなか語ってくれないのです。われわれがいろいろ調べた範囲において、この問題は相当大きな事件と見ておるわけですよ。いまのように遅々として進行しない理由もわからぬわけじゃないけれども、これについてあまり長い時期をかけるということになりますと、これはやはりやらないのじゃないか、いかげんなことなんじゃないかという印象になります。警察当局ではもう金額までも使途不明のものは明確に出ておつて、政治的にもみ消されてしまつてはならないかという印象になると思ひます。それけれども、大体いつごろ調べをどういう方向で進展させておるのか、全然報告がないとは思われぬのですが、どんなふうな事情に相なつておられますか。

○竹内(壽)政府委員 先月末に次席検事会を開きまして——大体この次席検事会同というものは選挙に関する会同であります、各地の意見を聞いてみますと、大体終末段階に入つておるよう、もうそろそろ特殊な事件は別でございまして、大阪のほうも、そういうふうな特殊な事件を除きましては、全体としての大勢としてはやはり常態に復し得るような関係になつてきておるよう、私判断しております。したがって、この事件も七月に入りまして、早々もちろん着手して結末をつけるように捜査を急いでいるものと想像いたしておりますが、なお、御趣旨の存しますところは現地のほうにお伝えいたしました。

て、すみやかに処理を進めるようにいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 実は検察庁の態度を疑つておるわけじゃないが、いままでの例によりまして心配をしておるわけなんです。武州鉄道みたいな竜頭蛇尾みたいなことに終わるのではないかと、うううに心配しておるわけですが、どうも妙な情報が入つてきてまして、これは本件ではありませんが、例の国鉄の新幹線事件で大石前総局長が調べられたところが、警察では逮捕して調べたいという態度であるのに、検察庁では、あれはもうちよつとたつと時効にかかるといふから、時効の直前に逮捕するのがどうもおもしろくないといふようなことで逮捕に踏み切らぬでいいのだというふうな、これは説ですよ、——説が、実は昨晩私のほうに連絡があつたわけなんです。時効にかかると待つておるような態度、時効にかかると直前では、あんなに悪いといふふうな態度につきましては、私も少し解せないのです。時効にかかつておらないならば、検察のまさに好機逸すべからざる時期であると思ひます。そういうふうな御方針なのかどうか、これを承りたいと思ひます。

二つの容疑がありましたけれども、竜頭蛇尾に終わつておるわけなんです。今度は、それから申しますと第三回目になるわけですが、警視庁は大石氏の相本

といわれておりました日本国十開発会社石上専務二人をすでに贈賄で逮捕して、そうしてこれまでの調べでは二人と大石氏との金銭の授受がはっきりしてゐる。その趣旨が国鉄の指名業者参加などについてであり、いろいろ認められる。これに関する証拠書類も入手されておる。授受金額は九十万円であつて、自宅に現金を届けたという証拠もあつておる。そこで私たちは、きのうの夕刊で、任意捜査、任意出頭で呼び出されたけれども、やはりそれが必ず逮捕に切りかえられて強制捜査になるというの、こういう事実についてはいままでほとんど全部のうちに承知しておる。ところが、強制捜査を行なうことをせずに、何でも聞くところによると、東京地検の任意調べの指示があつた。地検から警視庁に指示をしたのだ、こういう点がうわさされて、非常に暗い影を残しておる。新聞にも一部書いてあるのです。猪俣委員の質問もこれだと思ひます。そこでわれわれは、こういうふうな汚職事件は、いままでも二つに対して下つだけ逮捕して調べて、そうしてやむやみになりやうである。今回はこの常務理事であつた大石氏を調べ始めて、そして贈賄。これが非常に不可解である。ですから東京地検は任意調べの指示をしたかどうか。警視庁のほうは、これは強制捜査をしなければならぬといふので逮捕を請求したかどうか、その点を承りたい。

○竹内(壽)政府委員 猪俣先生並びに坂本先生のお話のありました点でござい

ますが、私も新聞でそういう記事を見まして、さらにテレビでございまして、ラジオでございまして、警視庁の捜査二課長の取り調べをした経緯についての発表を伺つたわけで、私のたゞいま持つております知識はその程度でございまして。正式に東京地検から状況を聞いたわけではございません。でございまして、まず第一に猪俣先生の御質問にお答えしなければならぬと申します。きょうで時効満期だといふのを逮捕したといふ新聞にも出たことのあるくらいでございまして、それはさうなことは私は決してないと思ひます。それだけの理由でどうこうという判断は私はいたしていません。ただ、その事件の内容を私自身存じませんで、事件の内容について警視庁と検察庁との間に意見の食い違いがあるのかないのか、これは実は私確かめておりません。でございまして、その点批判がましいことを申し上げることはできませんが、一般的に申しまして、検察庁としましては、やるべきものはやる。これはもう検察官の使命でありますから、そういうことができないといふような検査でありますならば、ほんとうに検察官の職務を汚すものであり、私はさうなことは決してございせんと思ひます。

それからまた、そういうことを検察庁が警察に指示しておるかどうかといふことでございまして、警察と検察庁とは、捜査はそれぞれ独立になし得る

たてまえになつておりますけれども、すでにその関連事件につきましては検察庁へも送られておるといいますと、検察庁といいたしましては、具体的事件でございますので、刑事訴訟法の命ずるところによつて指示することもできるわけでございます。指示するところが不可能なことではない、指示し得る案件だとは思いますが、その指示した内容につきましては、どういふ考えからどのよう指示をしたかというところはまだ私も承知しておりませんので、何とお答えいたしかねるわけでございます。

○高橋委員長 ちよつと野本政務次官や刑事局長さんに委員長から一言申し上げておきますが、この問題は、近江網糸の問題も違つた意味で非常に重大だと思ひますし、それからまた捜査の機密とか秘密とかいふような問題とも関連するだろうと思ひますし、それからいまの大石氏の問題にしましても、まだ捜査段階であらうと思ひますが、個人的に知つてゐる大石さんは、これはどつぱんな人はないと思ひながら、よほど嫌疑が薄いから令状が出ないのではないかと思つたりはしてゐるのですが、こういうことについて本格的に法務行政問題として質問するかしんかというところ、究明するかしんかというところを理事会で態度を決定いたしましたから、もしするといふことになりますれば……(いや、それはいかぬかぬ)と呼び、その他発言する者多し)ひとつあらゆる材料、できるだけ材料を整えて、そして慎重な御答弁を願ひたいと思ひます。きょうはそのまま、あとから理事会……(発言する者多し)委員長として、委員会の態度に対して

慎重にひとつ……(発言する者多し)委員長にまかせてください。要するに、委員長の政府当局に対する注文は、より完へきな材料を持つてきていただくたい、本格的に究明する場合は、こういうようなことでありますから、きょうの……(発言する者多し)委員長の発言中です。本日質問に對しては、これはごく初歩的な質問だと思ひますし、それと突つ込んだ質問もできないはずだと思ひますので、それに対する……(手続の問題だ)と呼び、その他発言する者多し)委員長の発言中だからちよつと待ちなさい。そういうような意味でひとつよく材料を取りそろえていただくかと思ひます。本日はな

○坂本委員 先ほどちよつと申しましたけれども、新幹線の不正摘発については三度目である。第一回は三十六年五月に摘発した建設工事をめぐる汚職が公判段階で、すでに現在公判段階になつてくつておる。また昨年十月看手した二回目的新横浜駅周辺の用地買収をめぐる不正事件があつたわけですが、ところが、このかぎを握る男が海外に旅行したまま帰国しない。そのためにこの捜査が行き詰まつておるわけなんです。そこで三度目の今度は、これは前国鉄本社常務理事で、それから重要な新幹線の総局長であつた大石氏の問題である。これは頂上作戦と申しますか、こういうので一気に中心人物をねらつて捜査に当たつたのではないか、備えられたのではないか、こういうふうにわれわれも考へてゐたから、その大ものに対する任意捜査とい

うことは一般に予想もしてゐなかつたのです。そこで、この東海道の線の問題については、突貫工事といわれまして、そしてやつておるものであるけれども、この新幹線には黒い霧が漂うておる、こういうふうに言われておるのです。

そこで、警視庁がこの大石氏を呼ぶについては、先ほど申しましたような相当の証拠があり、すでに自宅に九十万円という金額を持つて行つたその証拠があるといわれておる。その証拠に基づいて逮捕状を請求したら、東京地検のほうで、その逮捕に對しては任意捜査にしろという指示を与えた、こういふお話をされておるからこれは重大な問題だ。だからさういふことがあつたかどうか。警察庁の刑事局長が来ておられますが、逮捕状を請求する場合は、警視庁が直接請求するか、あるいは地検を通じて逮捕状を請求するか。その問題と関連しまして、逮捕状請求をしたかどうか、検察庁から任意捜査にせよという指示があつたかどうか、その点についていかがですか。

○宮地(直)政府委員 逮捕状の請求につきましては、これは一般的に申し上げて警部以上の司法警察職員から裁判官にいたすのでございます。ただ警視庁管内におきましては、ほとんどの場合検事と相談の上令状を請求しておるというのが事実でございます。本件に關しまして、逮捕状を請求したということにつきましては、いまだ私のほうは報告を受けておりません。

○田中(義)委員 それでは何いいますか、日本国土開発の専務の石上という人と安部君でありますが、二名が現在逮捕されて勾留されておるのです。二十

日の勾留期間が今月の七日で切れるわけなんです。ところが、贈賄で逮捕される逮捕状に、これは大石前常務理事に九十万円の金を贈つたということが逮捕状請求の理由になつておるといふことを私はもつておるものであります。それがただ明白な事実で、いま坂本委員から質問申し上げたような形で、一年半にわたる捜査で警視庁として相当の証拠も集めておる問題について、きのうは大石君の自宅を家宅捜索をいたしました。八時に任意出頭を求めておるのであります。これだけの条件がそろつていながら、通例のいわゆる大石常務理事に對する逮捕状執行といふことが行なわれぬ。それについてけさの新聞が報道いたしておられますように、これは東京地検のほうから任意捜査、こういうことでの指示に基づいて、警視庁は逮捕状を請求したけれども地検は出さないのだ、こういうことが伝えられておるのです。これは坂本委員あるいは猪俣委員から申し上げたようにきつめて重大な問題だと思ひます。政務次官、刑事局長、あるいは法務省の竹内刑事局長も御承知のよう、この問題について国鉄の監査委員会が特別監査を総務部運輸大臣から要求されました、それが一昨日提出されている中にあるように、新幹線総局長の独裁的なことが、今日八百七十億という追加予算を要求しなければ東海道新幹線が完成しないというふうな事態をもたらししたことに関連しておる問題です。私はこの点についての檢察当局の処置、態度というものが、もし新聞紙等に伝えられるような問題であるといふことならば、檢察当局の威信のためにもきつめて遺憾なことだと思

うのです。この点については新聞で竹内さんは御存じになつたといふようなことでありますけれども、これだけの重大な問題について、あなたたち法務省の最高幹部が御存じがないといふことでは、国民一般は納得しないのです。その意味で石上日本国土開発の専務等の逮捕請求の理由には、はつきりと大石前常務理事に對する九十万円の贈賄という事実に従つて逮捕状が請求され、執行され、現に二十日間の勾留が行なわれて、この七日に満期になる。しかもそのうちの二十万円のギフト・チェックといふものはこの十日で時効になるのです。ある通信によりまして、この二十万円の問題については時効の問題もあるのだから、逮捕といふようなことについては差し控えるべきだといふことが地検から警視庁に伝えられたといふような、かなり内部をうがつた報道が現実になされておるのでありますから、私は、この点について竹内法務省刑事局長の先ほどの答弁では納得するわけにはいきませんし、少なくとも逮捕状の請求の關係において、石上某の逮捕状の中にはこれだけの贈賄の事実が摘記されて逮捕状が執行され、現に身柄が拘束中でありまして、この間の事情については国民の疑惑を解く意味においても明確にしたいだきたいと思ひます。

○竹内(義)政府委員 先ほど猪俣先生の御質問にお答えいたしましたように、時効が切迫しておるからやめておけといふたようなことは私は考へられないと思つておるわけでございます。そういうことがあつたかどうか私も私確認しておりませんが、かりに新聞紙等で報道されてゐるような警視庁と地検との

間にいろいろないきさつがあつたといふ必要も、それはもつぱら捜査上の必要性、そういうものの判断、そういうところからきておるのであらうと私は想像するわけであります。想像いたします理由は、捜査というものはそういうものであるというのを私は信じています。さういふ便宜のために捜査を中止するとかやめるとかといったようなものではございませんので、必要があれば身柄も釈放せざるを得ないであらうし、不必要な逮捕をすべきでないことは、これは申すまでもないことであらうして、その辺は捜査に当たつております人たちの慎重な検討の結果、そういうふうになつたのではないかとこのように思ふわけでございます。

○田中(總)委員 もう一点。大石君は収賄のほうの容疑なのですけれど、贈賄者のほうにだれに贈賄をしたかというところが逮捕状の中に明確になつていないというのを私は聞いておるのであります。その点は一休いかがあるかという点をそのものずばりでお答えをいただきたい。ことにこの点は、運輸委員会でも、新幹線の赤字の問題に關連いたしまして、大石君については残念ながらいふことが国会の速記録の上にも出ておる段階の人物なものです。その意味で国民は、たまに時を同じくして発表された特別監査報告に基づいて大石君に対する何らかの司直の手が伸びるだらうというところを予測しておつたやさきに、きのうの朝の家宅捜索になり、任意出頭というところになつたというわけでは、ところ、ゆるべは本人は否認をして

いるとかいふ新聞の報道でありますけれども、おそろくきようも任意出頭で捜査は進められておると思ふのであります。また、証人もあつておるのに対して、本人の身柄が拘束されないというところについては国民が納得をいたさないのです。しかも、きのう家宅捜索を受けた大石君の雄司ヶ谷の自宅というものは、どんなにしろうとが見ましても二十万円以上の豪壯な邸宅なんです。これは西松建設の手によつて建設されて、三十六年の汚職事件が起つた當時に一たん工事は中止いたしましたけれども、ほとりりがさめたころに完成をされた。その西松建設が東山トンネルの問題でとく大石事務理事との間で問題にされたというところは別の運輸委員会の速記録の中に明らかにされておる問題なんです。そういう点から見て、この点について少なくとも贈賄者側が逮捕されて勾留をされておるにもかかわらず、最終の段階において収賄容疑者が任意出頭を求められて、証人がそろつておるというのに、逮捕状が執行されないで任意捜査が行なわれるというふうなことにについては国民がどうしても納得できない。その意味から、石上君等の逮捕状には贈賄の事実が明確に示されておる。証拠に基づいて示されておるから逮捕状を執行し、現に検事勾留が行なわれたのであります。収賄者をこの際身柄を拘束せずに任意出頭で調べるというふうなことは、これは国民は理解もできないし、納得もできない問題だと思ふので、重ねて石上君等の逮捕状の容疑事実の問題について明確なお答えをしていただきたいと思ひます。

○宮地(直)政府委員 私、逮捕状それ自体を讀んでおりません。ただ、当時日本国土開発公社の営業部付の安部を逮捕いたしました理由は、新幹線工事に關しまして便宜をはかるために大石氏に金を贈つたという容疑をもつて逮捕して、これは検事勾留もつきましたけれども、六月二十八日に釈放になつております。なお、同じ容疑をもつて六月十五日に同会社の事務取締役の石上氏を逮捕して、これはまだ勾留中である、こういう事実を承知いたしておるのであります。

○坂本委員 そういふ点があるから非常に疑惑を招くわけですが、大石氏には三十六年の就職當時から疑惑があつて、ギフト・チェックの二十万円の問題があり、警視庁では六月二十日ごろ大石氏の令状を要求しておると聞いておるのです。これはいま安部氏に対する釈放の問題等々から考えますと、六月二十日ごろ令状を要求しておいて、七月一日ごろ東京地検から国会が終わるまで待つて、どうも近江絹糸の問題も国会が終わるまで待つてというふうなことがあつたわけですが、これについても七月一日ごろ地検から国会が終わるまで待つて、その理由は現職でない、あるいは時効の問題等々ありますけれども、われわれの考えるところは、石上氏が七月七日で勾留満期になるから釈放になる、だから国会が終わるまで待つて、そして贈賄者側を全部釈放して、それではいかぬから警視庁のほうでは大石氏に対する頂上捜査と申しますか、令状請求にきのう七月三日踏み切つたわけですが、それに対して地検のほうで任意捜査の指示をしておる、こういうことをわれわれは聞か

らます。疑惑が深まるわけなんです。ですから、この大石氏に対するところの逮捕状の要求というものはきのう始まつたものではないわけですか。すでに六月二十日ごろの問題であるから、刑事局長なんか、新聞を見て知つたくらいだと思ふのは、これはどうもつとまらないと思ふのです。その贈賄者側がすでに逮捕され、一名は釈放され、一名は七月七日の勾留満期、こゝろから警視庁がこの収賄者側の、ことに証人があつておる大石氏を強制捜査に踏み切つてやらなければならぬ大ものに対するところの捜査がうやむやになつてしまふのじゃないか、こういう点もわれわれは推察されるわけなんです。でありますから、こういう捜査はきのう一日では——歸りましたけれども、きようあすくらいかかと思ひますが、これを強制捜査に踏み切つて徹底的に究明しないことには、これを外に置いたのではいろいろまたあとで下つぱに對してやります。だから犠牲者は下つぱに對しては大きい魚は逃げてしまふ。これでは東海道新幹線に對するところの突貫工事がうやむやになつてしまふ。黒い霧でおおつてしまふ。こういうふうな疑念をはつきり断ち切ることはできないと思ふわけですから、こういう地検から指示するなんて相當の問題だと思ふわけですが、きようあしたの問題の処置について局長はどうお考えですか。

○竹内(壽)政府委員 私どものほうへ地検から報告がきておりませんから、新聞記事やただいま先生方の御質問に私の全く個人的な意見をもちましてお答えをしておるようなわけでござい

ますが、きようあすの措置をいたしましては、さうぞく東京地検に事情を聞いてみまして明らかにしてまいりたいと思ひます。何といたしましていませうか、このことではいけませんので、いささつ等を明白に申し上げることができるといふか、これは保証がたいのでござい

ますけれども、私としては、さう早くにも地検に、わかります限り事情を明らかにしてまいりたいと思ひます。○坂本委員 そういふ決意でありますから、ぜひひとつやつてもらいたいと思ひます。参考までに、この新幹線の工事には七十六社が關係しておるそうです。そのうち国土開発株式会社は十八番である。しかし、實質は中小の程度のものである。したがつて、中小の業者は各區區間間だけに一つしかできない。ところが大きい指定を受けた者は區間から引き續いて次の區間、その次の區間というふうな工事の請負ができて、これでいろいろな機械その他について非常な便宜がある、ばく大な利益を受けるというのであります。この日本国土開発の連続工事というものは、二川地区の豊橋のところから最初五億七千七百六十二万六千四百の工事だつたのが六億六千二百三十八万六千円に増額をされておるわけですが、それからなお引き續き静岡の關係の湖西地区、これは五億二千八百萬の工事が五億八千五百萬に上げられておる。こういうふうな点から推して、この日本国土開発と大石氏の關係は密接であり、その汚職についてもいさうわさされておる程度じゃないと思ふのです。したがつて、これを強制捜査に踏み切つて、そして徹底的に究明をされな

ければ東海道新幹線のこの黒い霧をぬぐうことはできないと思うのです。

それからもう一つ、地検に対する究明と、警視庁が強制捜査、逮捕状を請求しているということであれば、これを任意捜査に指示するということはとんでもないことじゃないか、こういうふうにも考えるわけでありまして、ひとつ善処してもらいたいと思ひます。

○猪俣委員 ちよつとお尋ねしてやはり善処していただきたいことは、いまの大石氏のような大事件についても勾留をなさぬ。いろいろ捜査の都合があるという。ところが、片方、品川駅で起こりました国鉄従業員が汗と油でよくれたからだを清めるためにふろへ入ったというだけで、裸で手錠をかけて数千人おるところをぞろぞろ引っぱって歩いた事件、これは驚くべきことで、ぼくはいまだかつて聞いたことがないですよ。駅のホームの乗客の前にパンツ一つきりないやつを手錠をかけて引っぱっていく、こういうことはもうないことをやっておる。そこで法務省では人権擁護局もかえていらつしやる。一体こういう問題についてどういうふうに処置なさるつもりか。いや、あれはよろしいのだ、現行犯だからいいのだというようにすることであるか。人を傷害したのも何でもない、ふろへ入ったというだけの人間を、裸のまま両手錠かけて衆人環視のところを連れて歩くというようにことが一体許されることであるかどうか。私も、はほんとうにヒューマニズムから見ても義憤を感じざるを得ない。これに対して法務省はどうか処置なさるかお尋ねしたい。

○竹内(壽)政府委員 新聞報道もやはり先生と同じようなヒューマニズムの観点から大きく取り上げたものと思うのでございませう。もちろん報道のおりであるかどうか、その事実を確かめた上でないと何とも答えにくいわけでありまして、その報道のようございまして、人権擁護の観点から、また事件を——おそろくは事件として取り扱うだろうと思ひますが、その事件捜査の過程におきまして十分そのような処置につきましても検討を加え、善処していくようにいたしたいと思ひます。

○猪俣委員 それでは、その事実をまだ調査しておらぬわけですか。

○竹内(壽)政府委員 私どもはまだ新聞で見た程度でございまして、何ら正式の報告を受けておりません。

○猪俣委員 人権擁護局が法務省にあるのですから、私は、ああいうことはさつそく調査をしていただきたいと思うのですが、すぐさま嚴重に調査するのと同時に、しかるべく処置をやつていただきたいと思います。こういう問題は次官どうなんですか。

○野本政府委員 私も新聞で見まして、えらいことがあつたものだなど、実は目をみはつておつたのですが、おそらく人権擁護局においてもこれを見のがすことはあるまいと思つておりますが、至急帰りましたならば人権擁護局に連絡をいたしまして、事柄の真相を十分究明して、その上で適當な措置をとらせるようにしていきたいと思ひます。

○高橋委員長 坂本君、ちよつと御相談しますが、志賀君からの質疑の要求

もあるし、坂本君のいまの非公式のお話では十分というのだけれども、あな

たの十分は三十分になつたりするおそれもあるの、どうせ明日もやるのだから、このあと志賀氏にやつてもらつて、そうして休憩して、あとでまた理事会でちよつと相談いたしましょう。

○坂本委員 いいですよ。

○高橋委員長 それでは志賀君。

○志賀(義)委員 先ほど法務委員会の理事会で私も傍聴しておりましたところ、国鉄田町電車区構内職員浴場前における公務執行妨害傷害事件という文書が配付されてきた。これはどこから出てきて、どういふふうに配付されたのか。これはどこでつくつた文書ですか。

○高橋委員長 お答えいたします。これは鉄道公安部のほうへ調査に行つて、そうしてこれをもらつてこられて……。

○志賀(義)委員 公安警察の本部に行つてもらつてきた……。

○高橋委員長 鉄道公安部で材料として調査室のほうに……。

○志賀(義)委員 これを見ると、裸で連行されたほうが悪くて、公安官が全部正しいように書いてある。こういうふうな人に予断を与える文書を……

「小島委員」委員長、現在取り扱つてゐる事件をここでかれこれ論議するのは好ましくないと思ひますから。」と呼ぶ

○志賀(義)委員 何を言つてゐるのだ。

「そんなことは法務行政ではないよ」「行政上の問題じゃないか」と呼び、その他発言する者多し」

○高橋委員長 この際暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」

〔参照〕

商業登記法案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)に関する報告書
商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出第一六三号)(参議院送付)に関する報告書
請願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

法務委員会議録第十一号中正誤

一三 段 行 誤 正

一三 一三 君紹介) (上林山榮 吉君外一名 紹介)